

明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド

販売用資料
2026年9月

(年2回決算・資産成長型)／(毎月決算・予想分配金提示型)

追加型投信 | 海外 | 株式 特化型



決算・分配金のお知らせ



▲特設サイトはこちら

平素より「明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド(年2回決算・資産成長型)／(毎月決算・予想分配金提示型)」をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
各ファンドは2026年9月16日に第1期決算を迎えました。収益分配方針に基づき、分配金を下記の通りとしましたのでご報告いたします。

分配実績（1万口あたり、税引前）

- 当期の分配金は、収益分配方針に基づき基準価額水準等を勘案した結果、(年2回決算・資産成長型)は0円、(毎月決算・予想分配金提示型)は0円といたしました。
- 各ファンドでは、幅広い投資ユニバースの中から将来の利益成長が期待できる半導体関連企業を発掘し、中長期的な資産成長を目指して投資を行っています。ファンド設定以降、世界の半導体関連企業等の株価調整や為替が円高に進んだことなどを受け、基準価額は軟調に推移しました。一方で、半導体はAI(人工知能)、データセンター、自動車など幅広い分野で必要不可欠な技術であり、中長期的な成長が期待されています。引き続き、企業価値と市場株価との乖離に着目しながら、投資機会の発掘に努めてまいります。

< 年2回決算・資産成長型 >

決算期	第1期	設定来累計
	2026/9/16	
分配金額	0円	0円

< 毎月決算・予想分配金提示型 >

決算期	第1期	設定来累計
	2026/9/16	
分配金額	0円	0円

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

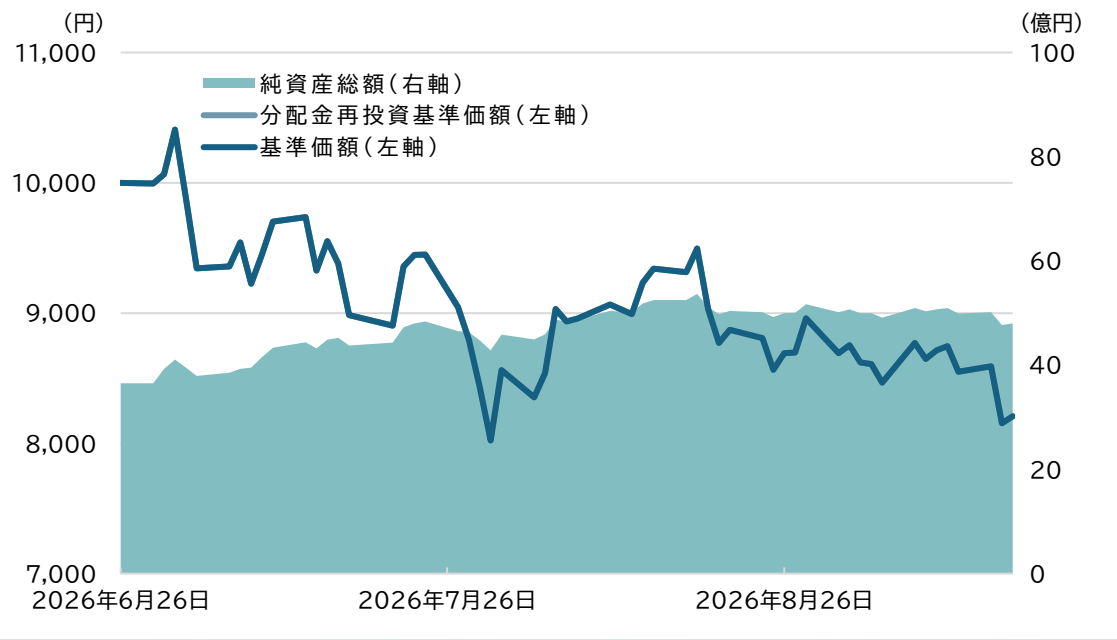
※本資料における「当ファンド」および「各ファンド」は「明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド(年2回決算・資産成長型)」および「明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」を指します。
※分配金額は1万口あたりの税引前の金額です。分配金は増減したり支払われないことがあります。
出所:フィデリティ投信の資料をもとに明治安田アセットマネジメント作成

※本資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。「ご留意事項」を必ずご確認ください。

各ファンドの基準価額と純資産総額の推移

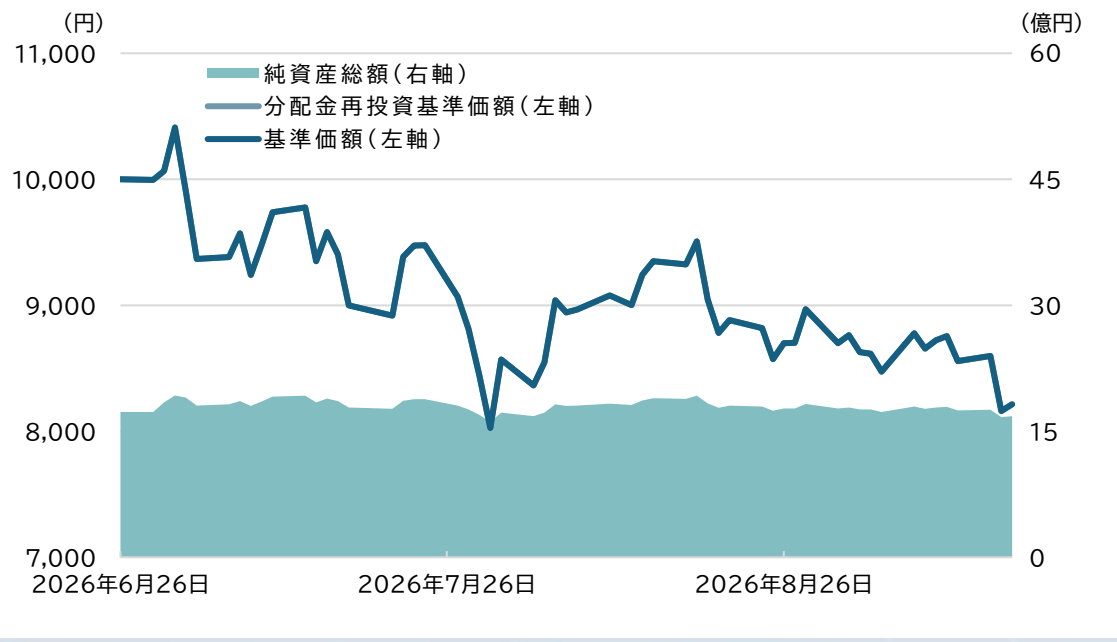
< 年2回決算・資産成長型 >

期間:2026年6月26日(設定日)～2026年9月16日、日次



< 毎月決算・予想分配金提示型 >

期間:2026年6月26日(設定日)～2026年9月16日、日次



※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の10,000口あたりの値です。分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの特色

1 組入投資信託証券を通じて、主として日本を除く世界の金融商品取引所に上場している（これに準ずるものを含みます。）半導体関連株式*（DR（預託証券）を含みます。）等を主要投資対象とします。

- ・ 各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・ 組入投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・ 組入投資信託証券については、投資信託説明書（交付目論見書）の「■追加的記載事項」をご参照ください。

*半導体関連株式とは、半導体・半導体製造装置等の設計・製造にかかわる企業のほか、これらの企業に製品・サービスを提供する企業等、半導体産業の中長期的な成長を享受する企業の株式をいいます。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、徹底したボトムアップアプローチによる企業のファンダメンタルズ分析や、経営者との面談等による銘柄分析を通じて、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄を選定します。

3 組入投資信託証券の運用はフィデリティ投信株式会社が行います。なお、フィデリティ投信株式会社は、当該組入投資信託証券の主要投資対象である、フィデリティ・セミコンダクター・マザーファンドについて、その運用の指図に関する権限の一部をFIAM LLCに委託します。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5 〈年2回決算・資産成長型〉と〈毎月決算・予想分配金提示型〉の2つのファンドからご選択いただけます。

〈年2回決算・資産成長型〉

年2回（3月、9月の各16日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

〈毎月決算・予想分配金提示型〉

毎月16日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。原則として、計算期末の前営業日の基準価額※に依拠して、以下の金額の分配を目指します。ただし、決算日にかけて基準価額が急激に変動した場合等には、以下の通りの分配金額が支払われないことがあります。※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 基準価額に依拠して、分配金額は変動します。基準価額が上記の各水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を続けるというものではありません。
- 分配金を支払うことにより基準価額は下落します。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

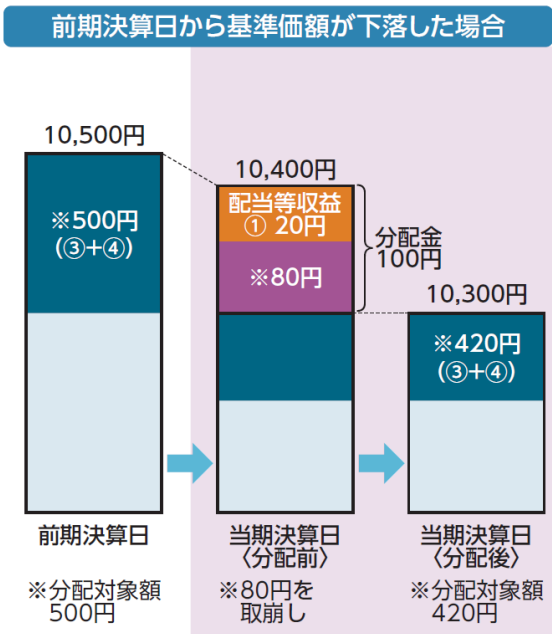
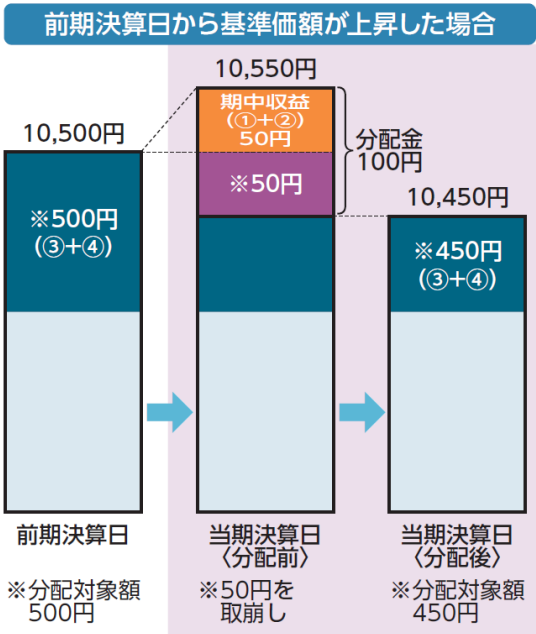
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

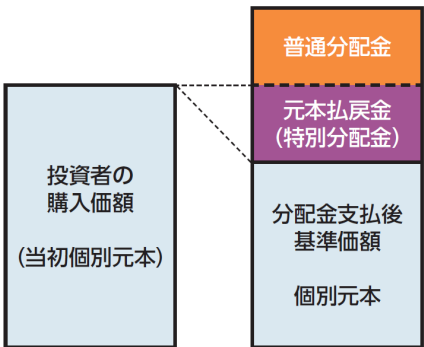


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

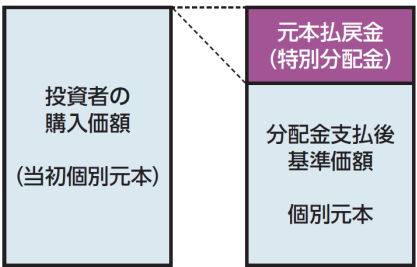
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。なお、ファンドが有する主なリスクは次の通りです。①株価変動リスク ②為替変動リスク ③特定業種の銘柄に投資するリスク ④特化型運用にかかるリスク（銘柄集中リスク） ⑤信用リスク ⑥流動性リスク ⑦カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたはを超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする組入投資信託証券は、寄与度が10%を超えるまたはを超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

お申込みメモ

換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
スイッチング	各ファンド間でスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還を行います。信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	〈年2回決算・資産成長型〉3月、9月の各16日（休業日の場合は翌営業日。） 〈毎月決算・予想分配金提示型〉毎月16日（休業日の場合は翌営業日。）
収益分配	〈年2回決算・資産成長型〉年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 〈毎月決算・予想分配金提示型〉年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※各ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益が課税対象となります。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※〈年2回決算・資産成長型〉は、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 〈毎月決算・予想分配金提示型〉は、NISAの対象外です。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。 ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

▼ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※ 購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

▼ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、年率1.177%（税抜1.07%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 投資対象とする投資信託証券*1:年率0.715%（税抜0.65%）程度*2 実質的な負担*1: 年率1.892%（税抜1.72%）程度 *1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。 *2 投資対象ファンドの信託報酬となります。このほか以下の費用等が投資対象ファンドから支払われます。 また、法定書類等の作成に要する費用、監査費用等については、年率0.10%（税込）を上限として投資対象ファンドから支払われるため、上記の信託報酬を実質的に上回ります。 ・組入有価証券の売買委託手数料 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の諸費用 等 （前記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。）
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

販売会社一覧

販売会社名	登録番号	加入協会				備考	お取扱い		
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会		（年2回決算・資産成長型）	（毎月決算・予想分配金提示型）	
証券会社									
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第3号	○	○				○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○					○	○

（資料作成日時点）

ご 留 意 事 項

- 本資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、本資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料中に例示した個別銘柄について、当該銘柄の推奨または投資勧誘を目的としたものではなく、今後各ファンドが当該有価証券に投資することを保証するものではありません。
- 本資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 本資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。なお、各主体は、各ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

明治安田アセットマネジメント

商号等 ：明治安田アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会